

# 令和5年度（2023年度）米粉利用拡大対策推進事業 企画提案説明書

## 1 業務名

令和5年度（2023年度）米粉利用拡大対策推進事業

## 2 業務の目的

主食用米の消費量が減少する中、水稻生産力の維持・確保に向け、新たな用途への使用や輸入小麦からの原料代替が期待されている米粉の利用拡大を図るため、実需者や消費者に向けたPRイベントを開催する。

## 3 実施方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

## 4 業務の概要

本業務では、米粉の利用拡大につなげるため、実需者及び消費者に向けて、米粉の特性をPRする講演会及び体験型の料理教室等を実施する。

### （1）実需者向け講演会（仮称）の企画・開催

内容：北海道米を使用した米粉の商品展開を行っている企業経営者等を講師として実需者向けの講演会を企画・開催する。

講演会は、米粉の食味や機能性、収益性など多角的な観点から、実需者向けに講演を行うものとし、特に北海道米を使用した米粉を対象に北海道米の消費拡大につながるテーマとすること。

参加者から参加料を徴収することを可能とする。

時期：委託期間の範囲内で、主食用米や米粉に関する他の催し物との連携により効果を高めることが期待できる時期や販売促進につながるような時期を提案すること。

場所：北海道内での対面型の開催を基本とするが、Web上での取組など、範囲が広がることは問題ない。

手法：米粉の特性を広く理解できるような講演内容を設定し、実需者の米粉商品の開発・販売への動機付けにつながる提案をすること。

### （2）消費者向け料理教室等体験型の取組の企画・開催

内容：米粉の特性の理解の醸成や実際に米粉を使用する機会を設け、米粉の需要喚起につながる消費者向け料理教室等の取組を企画・開催する。

参加者から参加料を徴収することを可能とする。

時期：委託期間の範囲内で、上記内容の趣旨を踏まえた時期を提案すること。

場所：北海道内での開催を基本とする。

手法：健康志向の消費者など、ターゲットを明確化するとともに、提案者のネットワークやノウハウなどを活かし、実現可能かつ効果的な手法を提案すること。

### (3) メディアやSNS等による情報発信

内容：メディアやSNS等、多くの露出が期待できる媒体を活用し、(1)や(2)の取組への集客促進やPR、小売店・飲食店・消費者等において、米粉の需要喚起につながる情報発信を実施。

時期：事業の趣旨を踏まえ、各取組や米粉の特性や購買意欲が高まるようなPR方法を提案すること。

手法：道や関係団体と連携し、提案者のネットワークやノウハウなどを活かし、実現可能かつ効果的な手法を提案すること。

### (4) 報告書の作成

(1)～(3)の実施結果を取りまとめた報告書を作成し、紙及び電子データで各1部提出すること。

## 5 契約期間

契約締結の日より令和6年(2024年)3月8日(金)まで

## 6 委託上限額

委託料：4,500,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

## 7 審査方法及び審査項目

### (1) 審査方法

審査会は、企画提案者から、業務処理体制や業務処理計画、企画内容などをヒアリングした上で、あらかじめ定めた審査方法等により審査し、最も優れた企画提案を選定する。また、審査結果は、企画提案者全員に文書で通知する。

### (2) 審査項目

審査は、次の項目について評価し、総合的に判断する。

#### ア 業務処理体制

提案者の業務内容や実績等からみて受託能力があり、多くの参加者が期待できる体制がとられているか。

また、需要喚起の取組は実際の消費拡大につながる体制がとられているか。

#### イ 業務処理計画

各業務の実施に当たり、円滑な業務処理が可能なスケジュールとなっているか。

#### ウ 企画内容

##### (ア) 実需者向け講演会(仮称)の企画・開催

- ・ 多くの実需者に訴求できる内容となっているか。
- ・ 講演テーマとして、十分な集客が可能となっているか。

##### (イ) 消費者向け料理教室等体験型の取組の企画・開催

- ・ 米粉の需要喚起に向けて、日常生活になじむ提案となっているか。
- ・ 相手先含め、実現可能性の高い提案となっているか。

(ウ) メディアやSNS等による情報発信

- ・ テレビ、新聞、雑誌等多くの露出が期待できる内容となっているか。
- ・ 各取組や米粉PRとして、効果的なタイミングでのPRとなっているか。
- ・ 開催後の米粉の需要喚起に向けて、効果的な手法となっているか。

エ その他

提案内容が、米粉のファンづくりに寄与する内容となっているか。

## 8 参加者の資格要件

- (1) 複数企業等（法人及び法人以外の団体を含む）による連合体（以下「コンソーシアム」という。）又は単体企業等とする。
- (2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は次のいずれにも該当すること。
  - ア 企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）、その他法人又は法人以外の団体であること。（ただし、宗教団体や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団の統制下にある団体を除く。）
  - イ 原則として過去2年間に国または地方公共団体と類似の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。ただし、実績がない場合でも、業務を実施する能力があり、かつ、確実に履行できる見込みのある者を含む。
  - ウ 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
  - エ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
  - オ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
  - カ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
  - キ 暴力団関係事業者等でないこと。
  - ク 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
    - (ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
    - (イ) 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
    - (ウ) 消費税及び地方消費税
  - ケ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
    - (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
    - (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
    - (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
  - コ コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員としてこのプロポーザルに参加する者でないこと。

## 9 提案の募集方法

企画提案の参加を希望する者から「資格審査申請書」を徴収し、資格の有無を審査した後、有資格者に対し、「企画提案書」の提出及びプロポーザル審査会への出席を要請する。

### (1) 資格審査申請書

プロポーザルへの参加を希望する者は、資格審査申請書等を提出する。

- ア 提出期限 令和5年（2023年）9月25日（月）正午（必着）
- イ 提出場所 (3) のとおり

- ウ 提出書類 様式1「資格審査申請書」及び添付資料  
エ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。  
持参の場合受付時間は土日・祝日を除く平日9時～17時。

## (2) 企画提案書

資格審査の結果、参加資格を有する者に対し、文書により企画提案書の提出を要請する。

- ア 問合せ及び提出期限 令和5年（2023年）10月5日（木）正午（必着）  
イ 提出場所 (3) のとおり  
ウ 提出書類 様式2「企画提案書」  
エ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）により、10部提出すること。なお、提案者名はそのうち1部のみ記載し、残り9部には提案者名を記載しないこと。（提案書中にも記載しないように注意すること。）

持参の場合受付時間は土日・祝日を除く平日9時～17時。

- オ 提出要請を受けた者が企画提案書を提出しない場合は、その旨を電話等で(3)の担当部課に報告すること。なお、期限までに提出のない場合は、棄権したものとみなす。

## (3) 担当部課（提出先及びお問い合わせ先）

北海道農政部生産振興局農産振興課 こめ係 担当：黒田、土田  
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
電話番号 011-204-5435（内線27-708）  
FAX 011-232-4132

## (4) 留意事項

- ア 書類提出に要する経費は、すべて提案者の負担とする。  
イ 公募手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。  
ウ 提出された書類の著作権は、それぞれの提案者に帰属するが、道は、選定を行う作業に必要な範囲内での複製及び必要な公表には、提出書類を使用できるものとする。なお、提出された書類は返却しない。

### エ 無効となる書類

企画提案書及び付属資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。

- ・ 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
- ・ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- ・ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ・ 虚偽の内容が記載されているもの。

### オ 失格となる要因

発注者は、プロポーザル審査会で選定された企画提案書に対し、所定の手続きを経た上で、当該業務の見積書提出を依頼する。

ただし、上記いずれの場合においても、次の失格要件が判明した場合は、プロポーザル審査会で審議の上、失格となることがある。

- ・ 資格審査申請書及び企画提案書に虚偽の記載があることが判明した場合
- ・ その他、事業を遂行できない重大な事由が生じた場合

なお、採択された企画提案の内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。